

【特集：中国近代史にみる中央と地方】

# 近代中国における政治統合の模索： 中央集権か地方分権か

田中 比呂志

[キーワード] 近代中国, 立憲制, 地方自治, 地域エリート, 中央集権, 地方分権  
[JEL 分類番号] Z00

## 1. はじめに

19世紀の最末期、すなわち日清戦争そして義和団事件を経た後において、中国の最も重要な課題の一つが近代化の速やかなる達成、就中、専制王朝システムを近代的システムに改鑄することであったことは周知のとおりである。その際に採用されたのが、近代立憲制とそれを前提とした地方自治制であった。辛亥革命を差し挟んで、当初は上述の如き国家建設は継承された。ところが袁世凱政権の登場によって状況は一変し、一面、課題の継承・解決が模索されつつも、一面においては、それは変容されることになってしまった。そして、これ以降、常に中央集権化が志向されたにも関わらず、一方ではそれとは反対に常に地方分権化も志向されるという、相互に矛盾するような事態をも現出するに到った。すなわち、対外的危機とも相俟って中央の権威や求心力の弱体化、地域の割拠性や「辺境」の離心性が顕著になり、不統一で甚だ混沌とした印象をもたらすことになったのであった。無論、この間において中国の一体性を維持・強化していくような方向性を強化する作用——たとえば鉄道・電信の敷設<sup>1</sup>や、海関ネットワークの維持など——が全く働かなかったというわけで

はないし、中央権力がその統治や行政を地方によりいっそう浸透させることに努めなかったわけでもない<sup>2</sup>。

では、何故このような状況がもたらされることになったのか。その際に中央と地方とは、相互に如何なる関係であったのか。本論文では、清末民初期から1920年代に到る近代中国の政治過程を考察することを通じて検討を進めることにしたい。

## 2. 清末政治改革における中央と地方

アヘン戦争以来の度重なる対外戦争の敗北、あるいは太平天国や義和団事件等に象徴される混乱を経て、20世紀初頭、清朝中国は本格的な政治改革＝近代化に着手するに到った。いわゆる清末（光緒）新政の開始である。新政では教育改革、産業振興や軍事改革が推進されるとともに、当時、最も先進的な政治システムであると見なされた近代立憲制を導入して立憲君主制国家への移行が目標として掲げられた。当時の知識人らは、日清戦争の敗北は中国人と日本人の能力の差ではなく、専制というシステムが立憲というシステムに劣っており、それ故に敗北したという認識に到っていた。また、日露戦争

1 電信、鉄道の敷設と国家統合に関しては、千葉（2006）。

2 北京政府期、とりわけ袁世凱政権期における行財政の地方への施行、中央権力の地方への浸透に関しては金子（2008）。

での日本の勝利は、まさに立憲システムの優位性を知識人らに再確認させるものでもあった<sup>3</sup>。そのような認識を背景として立憲システムを導入し、そしてこれと対のものとして地方には地方自治制を導入しようとしたのである。

立憲制への移行に際して、清朝政権も慎重に準備を進めた。まず欧米各国、および日本に立憲制度を研究する視察団（出使各国考察大臣）を派遣して、それぞれの制度を比較検討した<sup>4</sup>。次いで、調査結果をもとにしてさらにはいくつかの国の制度に絞り込んで考察憲政大臣を派遣して視察・研究した。その結果、最終的には日本を参考モデルにし、光緒34（ほぼ1908年に該当）年を初年度とし、光緒42（1916）年を最終年度とする全9年の準備期間を経て進められる計画（九年預備立憲逐年籌備事宜）が起草・公布されるに到った<sup>5</sup>。また官制改革も不可欠であり、立憲制・地方自治制の導入に先立って官制改革にも手が付けられた<sup>6</sup>。

計画によれば、中央には内閣と議会（当初は資政院、1910年10月に北京に設置。後に開設予定の国会の準備機関的組織）とが設置された。清朝政権の構想では、内閣は皇帝に代わって政治的責任を負い、それによって皇帝は政治的には「無責任」化されるという位置づけであった。すなわち、これは皇帝を「無責任」とすることにより、政治的要因による皇帝の交代、王朝交代による混乱を回避しようとする意図である。そして将来的には資政院に代えて上院、下院からなる二院制の国会を設置し、かつ憲法を發布

して立憲制へ移行を完成する計画であった。

地方には、モンゴル、チベットを除く各省には諮議局（将来の省議会の準備機関とされた）が設置された。ただし、省には地方自治は適用されず、従来と同じく官僚による統治が維持された。また諮議局は議決機関とされていたわけではなく、あくまでも省行政長官の諮詢機関としての位置づけがなされた。そしてモンゴル、チベットには諮議局は設置されず、さらに地方自治も適用されず、従来からの自治的統治が継続されることになった。すなわち清朝政権の地方統治の二重構造は、立憲制の導入によっても完全には解消されなかったことになる。近代的国家建設の出発当初から、中央権力による直接的統治と間接的統治とが混在する性格であったのである<sup>7</sup>。

省下の各府庁州県および府庁州県下の各地域（城・鎮・郷）には、明治期日本の地方統治制度を参考として二級の地方自治制が適用された<sup>8</sup>。地方自治実施のための法令も城鎮郷地方自治章程、府庁州県地方自治章程が制定・公布され、それぞれ地方自治機関が設置されて、地方自治の中心的組織となった。地方自治を執行するのが董事（会）であり、様々な事案を議論して決定するための機関として議事会（議会）が設置されることになった。また、地方自治実施のためにはじめて地方自治財政が行われることになり、主要な財源の一つとして公益捐（城鎮郷）、地方税（府庁州県）などが議会の議決を経て設定可能となった<sup>9</sup>。従来、中国財政は国税と地方税とが未分化であり<sup>10</sup>、かつ地方自治財政は設置されたことがなかったことから、その意味でも画期的な出来事であったのである。

とはいえ、後掲図1のように、当初は地方自

3 田中（1999）。

4 出洋考察（あるいは出使考察）大臣と清朝の立憲準備については、川島（1994）、孫（1994）などを参照。また、出洋考察から立憲改革の推進へ至る過程を追いつつ、それらの動向と暗殺などの革命派の動向を検討したものに永井算巳「清末の立憲改革と革命派」（永井 1983）がある。

5 故宮博物院明清檔案部（1979、67-69頁）。

6 清末民初期の官制改革・制度改革に関しては、永野（1997）さらには曾田（1997；2000）がある。

7 田中（2008）。

8 明治期日本の地方統治制度が清末中国の地方自治制度に取り入れられていった経緯に関しては、黄（2005）。

9 田中（2005）。

10 なお、この時期の国税と地方税との分離（「劃分」）問題に関しては、金子（1986）を参照。

治はあくまでも「官治補助」として位置づけられ、官僚行政とは明確に区分され、かつ地方官の監督を受けることとされた。このように、官僚行政と地方自治とは中央の末端でもある県で接合されることになったのである。

上述のごとく中央は官僚機構を通じてその統治権力を地方に浸透させ、地方を統治しようとしたのであるが、他方、皮肉なことに地方自治の実施や諮議局の設置により地方同士が結合して中央に対抗する基盤も準備された。それは各級の議会、とりわけ各省諮議局間の、そして[諮議局－資政院]の連繋であった。諮議局議員は各省毎に定数が定められ、二段階の選挙を経て選出されることに決定されたが、その第一段階の選挙は、省下の各府庁州県を単位とする選挙区で行われた<sup>11</sup>。この点において[諮議局－各議事会]という繋がりも生ずることになった。また、資政院議員は定員200名であったが、うち100名は各省諮議局において選出された民選議員であり、残りの100名は欽選議員であった。これによって官僚による統治のネットワークとは別の、地方の意志を中央に伝達するタテのネットワークが形成されたわけである。諮議局は設置されて活動を開始するや徐々に議決機関的性格を濃厚にしていき、それによって省自治的状况を現出するに到った。とりわけ江蘇省でこのような状況が著しく、諮議局と地方長官とが激しく対立する状況も生じたのであった<sup>12</sup>。換言するならば、これは、やがてこれは二重の意味で中央——国家と省中央——の統治・支配に対する地方の側の重要な対抗的基盤と化すことになったと言ってよいだろう。さらに、以下に述べるように、諮議局と資政院は地方同士のヨコの連繋を媒介する場ともなった。

### 3. 立憲制の整備と地方・中央の摩擦

清末中国の危機は王朝のみならず、既に知識

人らにも共有されていたと言えよう。いや、むしろより鋭く認識していたと言うべきかもしれない。それ故、中央主導による清末の立憲制への移行の施策は、直ちに地方からの広範な立憲運動を惹起することになった。彼らの危機意識は国会早期開設要求、責任内閣の実現要求に向けられていったのである。その運動の基盤となったのが上述した諮議局であり、資政院であった。たとえば張謇（1853－1926年、江蘇省海門生まれ）<sup>13</sup>に代表される地域エリートらは、1909年、上海に16省の諮議局代表者を集めて国会請願同志会を結成し、請願活動の実施を決定した。そして翌1910年8月、北京で各省諮議局連合会を結成し、以後三度にわたって国会の早期開設を清朝政権に要求した。このように各省間の連絡というヨコの連繋と、それを基盤として請願活動や資政院における運動として展開された。これはいわばタテの連繋が形成され機能するに到ったとも言えよう。その結果、その他の人々による広範な請願とも相俟って、内閣設置・国会開設は三年間早められることになった。

また地域エリートらは皇帝に対してではなく

資政院に対して責任を負う責任内閣の実現を求めて積極的に運動を展開した。責任内閣および国会の実現こそがそれまでの専制を否定し、克服するものと考えたからである。ここで言うところの「責任」とは皇帝に対して負うものではなく、国民そしてその代議機関としての資政院に対して負うものと認識されていた。

ところが現実には彼等の期待とは裏腹に大いに異なっていた。1910年末、資政院議員らは同院での軍機大臣の答弁が甚だ不十分であったことから、時の政権は極めて「無責任」とあり、軍機大臣を弾劾するに至ったのであった。さらには、弾劾事件のほとぼりが十分に冷めていない時期、すなわち1911年4月に成立した立憲制最初の内閣は、13人の大臣のうち9人が満州人であり、さらにその9人中7人が清朝皇族で

11 田中（2004）。

12 江蘇諮議局の具体的な活動に関しては張（1996）。

13 張謇に関する主な研究としては前掲田中（1999）。

あった。それ故、この最初の内閣は親貴内閣と呼称されたが、かくの如き内閣は全く地域エリートらの求めた、あるべき姿ではなかった。そのため、内閣の性格が明らかになるや、たちまちのうちに親貴内閣に反対する声が澎湃と起こったのであった<sup>14</sup>。このような事態は、従来、清朝政権の打倒を目指す革命運動とは一線を画し、政治改革を通じて、中国の富強を達成しようとしていた漢人知識人らの支持をも失うものであった。そして、いわゆる革命派らによる武昌蜂起の勃発を契機として、たちまちのうちに拡大していった各省の清朝からの「独立」の動きを促進する原因ともなったのである。この動きの中核となったのは、まさに諮議局に結集した漢人知識人であった。

さらに中央と地方との摩擦は、地方の利権をめぐっても発生した。上述の親貴内閣は、1911年5月、鉄道国有化を宣言した。19世紀末に開始された鉄道建設は、周知の如く最初は外国からの借款で進められ、その経営権は外国銀行に握られていた。やがて20世紀に入ると地方では地域エリートや商人等が自力で資金を工面して借款を返済し、その経営権を回収して手中に収めるようになっていた。ところが清朝政権はそれらを国有化しようとし、宣言を発したのであった。これらの事態は地方からの広範な反対運動（保路運動）を引き起こした。とりわけ四川省では激しく展開し、同様に諮議局がその中核的役割を果たした。

また地方自治の実施や諮議局の設置は、保路運動だけでなくそれ以外の地方政治においても中央との摩擦を引き起こし、地方の分権化を促進した。たとえば江蘇省では江蘇諮議局が成立すると、省行政長官の行財政統治をめぐって鋭く対立し、実質的には省自治とも言うべき状況を生み出すに到っていた。県行政においては、官僚の手足として機能する存在であった地保や

胥吏の排除が議論された<sup>15</sup>。また四川省でも胥吏の搾取が著しく、江蘇省と同様に地方自治の弊害と見なされたことから、諮議局で胥吏の淘汰・排除が議決されている<sup>16</sup>。

以上のように、資政院、諮議局はいずれも正式な議決機関ではなかったにもかかわらず、その政治的役割は大変に大きかったと言ってよい。諮議局は地域エリートらを結集する場として機能し<sup>17</sup>、地方の自立や地方の意志表示の重要な拠点となった。そして資政院は地方の連携の場として機能したのである。1911年10月10日、武昌蜂起を発端とする辛亥革命は、清朝（＝中央、ただし中華からではない）から各省（＝地方）が「独立」を宣言するという形式で進展していったが、その意志決定はまさに各省諮議局によってなされたのであった。そして、1912年に至るや、「独立」を宣言した南方各省は、最終的には南京において各省代表が結集する連邦的形式で、臨時政府を樹立した<sup>18</sup>。中華民国は、その出発当初において既に各省が連合する形式の分権的性格を内包していたと言えよう。

このような中央と地方との摩擦は、地方自治の場においても顕著であった。第一節にて言及したように、地方自治は制度的には官治補助として従来からの官僚統治・行政の外延に位置づけられ、官僚による監督を受けることが前提とされていた。また、その主要な内容は官僚行政が取り扱わないことがら全般と言ってよく、具体的には地方公益事業（初等教育、職業教育、実業振興、水利土木、社会福祉、衛生事業など）の遂行であった。地方自治章程策定の当初にお

15 田中（2007）。

16 清末新政期の湖北省の諮議局では、田賦徴収の際の胥吏による様々な悪弊が問題とされ、その除去のための提案が議員からなされている（呉 1991, 238-261頁）。

17 張（1986）のほか、耿（1983）、沈（1998）などは諮議局の政治的役割を積極的に評価している。

18 南京臨時政府時期の研究には中村（1972）、狭間（1978）、松本（1981）、湯・尤（1984）などを参照。

14 内閣設置・国会開設の三年間の前倒しから責任内閣、親貴内閣の成立に到る間の政治過程に関しては田中（2001）。

いては、図1に示したように、地方自治の実施によって官僚行政が影響を受けないように、官僚行政と地方自治とは截然と区分されていたのであった。

しかしながらこのような区分は、図2に示したように、地方自治が進展するにつれてその境界線は徐々に曖昧さを増していった。その原因には官民協力による地方公益事業の推進に起因する場合と、官民対立の結果、地方が官を凌駕

図1

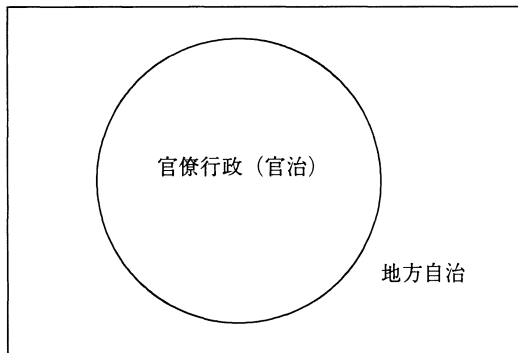


図2

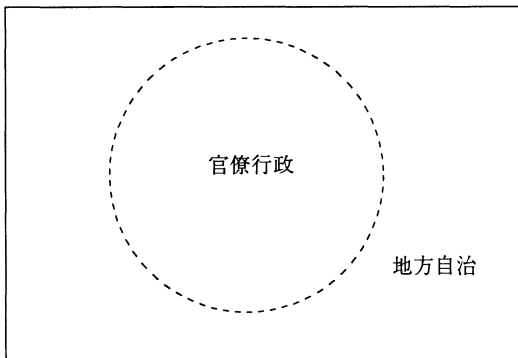
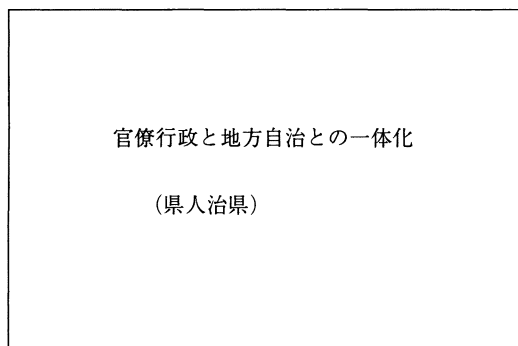


図3



し、地方からの浸食が生じた場合の、二つの側面が見られる。たとえば前者の場合、学校の建設や運営などが代表的である。他方、後者は前述の胥吏や地保の弁別・選別、そして排除だけでなく、知県と地域エリート等の対立——徴税問題をめぐる——などであった。その結果、辛亥革命後には図3のような、「県人治県」的状况も出現するに到った<sup>19</sup>。「県人治県」とは、同県出身の人間が地方自治のみならず地方統治・行政をも執り行うようになったことを意味する。換言するならば、地方からの地方行政の包摂とも言え、これは科挙制度や本籍回避により支えられてきた官僚統治・行政の基層部分を掘り崩し、地方の側に取り込むものであったと言えるだろう。

このように、「立憲制—地方自治」の実施は、それまでの中央と地方との関係に少なからざる変動をもたらすものであったが、これが専制を否定するという、最も重要な課題に対する処方箋でもあった点に留意しなければならない。

#### 4. 中華民国初期の選択と中央・地方

清末民初期の中国の抱えていた最も大きな課題を整理するならば、次のような二つに整理することが可能であろう。一つは、既に上述したように、専制を否定して近代的・先進的國家体系に改変することであった。そして、もう一つは領域の統合＝版図の維持である。これにはその地理的分布からして、少数民族問題（＝国境問題）も含まれる。清末の時点において、改革を志向した政治勢力——革命派であろうと立憲派であろうと——は、おそらく改革の進展を通じて二つの課題を同時並行的に解決できるものと考えていたように思われる。

まず前者の課題について考察してみよう。周知の如く、革命派立憲派両勢力の当面の到達目標は同じではなかった。それ故、中国同盟会（革命派）の機関誌の『民報』と梁啓超ら（立

19「県人治県」の実現の具体的な過程に関しては田中（1995）。

憲派)の『新民叢報』との論争のように、その方法論をめぐる双方の間で言論の激しい応酬も見られた。だが実際には、図4に表したように、中国の現状が専制であり、それが遅れたシステムであるという認識と、それを先進的制度に改変しなければならないという意識は、双方に共通するものであった<sup>20</sup>。また、地域エリートらの認識において、地方自治(地方)と立憲制(中央、全体)との関係を示すのが図5である。個人を起点として[個-地域-省-国家]と、同心円状に拡大していく構造である。この構造からは、地方自治を十分なものとして、それを順次拡大して省自治へ、そしてさらにそれを拡大すると国家全体=立憲制へと到るものと考えられていたことがわかる。つまり、地方の同心円の延長上に国家が位置づけられ、地方自治を実施することが立憲制の実現に結びつくという、予定調和的な性格であったのである。また、かくの如き近代化の模索の中において、図5の最も外側の国家は、当時の清朝の版図の広がり、すなわち中華の版図と重ねられて認識されるようになった<sup>21</sup>。従来、認識上の広がりしか持たなかった領域が、国境線を伴った現実的なものと化したのである。ここにおいて少数民族が居住する地域を含んだ中華が、近代的国民国家の枠組みとしての性格を帯びようになり、その後の少数民族問題の出発点ともなったのであった。

辛亥革命後に民国が成立してからも、皇帝こそ政治の舞台から退場したものの、立憲制・地方自治制は継承され、袁世凱の政治の舞台への再登場とも相俟って、議会制度・責任内閣論(=専制否定の象徴)は、その正当性を強めていくことになった。

ところが、民国が成立するや否や、ただちに

20 図4は、佐藤(1994, 220ページ)の記述を参考にして作成した。

21 周知のごとく、王朝時代の「世界=天下」概念を「中国」という国家概念と重ねて一体化することに重大な役割を果たしたのは梁啓超である(加々美 2008, 7ページ)。

図4

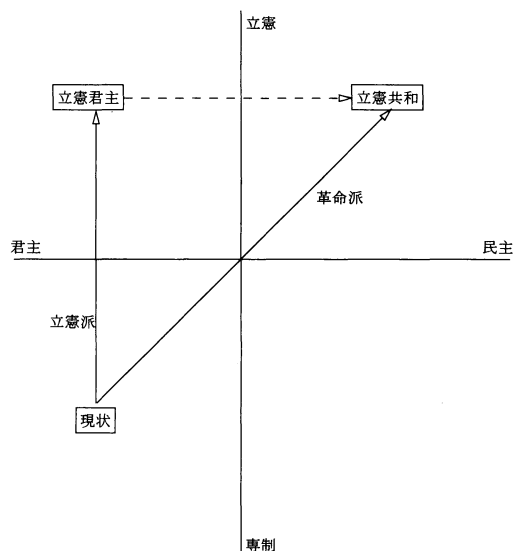
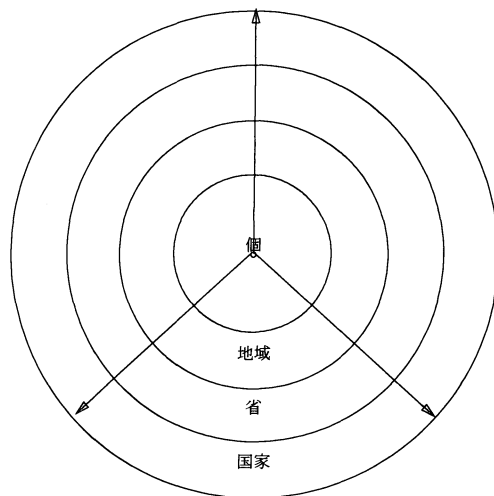


図5



これに第2の課題がからむことになった。すなわち、それはチベット・モンゴルの中華民国への不参加問題、そして21カ条要求に端を発する新たな対外的危機の襲来であった。だが、時の政権は、地域社会における官僚支配の弱体化、省を単位とする地方分権的状况、そして国政における内閣と議会との対立といった深刻な問題を抱え込んでいた。ここに到り、「専制の否定」、「統合の維持」の二つの課題は矛盾を生じ、これらを同時に達成していくことはほとんど不可能になってしまったのであった。

その結果、民国初期の中央政治は、最終的には袁世凱政権と国民党勢力との対立という構図を形成するに到った。前者は中央の立場を代表し、上述の二つの課題のうちの統合の維持をより強く志向するようになる。一方、国民党勢力は議会の正当性や責任内閣の実現を強く前面に押し出し、議会政治の実現に傾いていくが<sup>22</sup>、これは上述のもう一つの課題であるところの専制の否定に他ならない。また、国民党勢力を支えていたのは地方に勢力を持つ国民党系都督であり、袁世凱政権との対立は中央と地方との対立という側面をも併せ持つものであった。

1912年4月、袁世凱は北京において臨時大總統に就任すると、権力の集中を志向し、分権的状况の打破に動いていった。それらは宋教仁の暗殺、善後（大）借款の成立、第二革命の鎮圧、自身の大總統就任、国民党の解散と国会の停止、そして地方自治停止、等々の事象として民国政治の舞台に登場することになった<sup>23</sup>。このように袁世凱政権期においては、「専制の否定」という課題は結果的には退けられることになったのである。そして、これ以降、繰り返し襲い来る対外的危機の渦中において恒常的に中央の確立とその強化、中国の維持が優先的な課題となっていくのである。

## 5. 北京政府期における中央と地方

辛亥革命期の分権的状况を中央集権的に変えて行くべく、袁世凱政権が努力し、中央の強化にある程度成功したことは間違いないところであろう。しかし、その最終形態であろう帝制への移行は、各地から非常に多くの反対表明——しかも袁世凱の身内からの反対もあった——が次々と寄せられ、結局のところ挫折せしめられた。かつて袁が葬り去ろうとした「専制の否定」

の遺伝子がビルトインされていたと見なすこともできるかもしれない。袁世凱はこれに起因して、まもなく政治の表舞台からの退場を余儀なくされたが、これは中央と地方の関係にも重大な影響を及ぼすものとなった。それは一言で言えば中央のよりいっそうの弱体化であった。中国は南北に分裂し、かつまた北京の政権は大總統の地位をめぐって各軍閥が相争うようになった。このような状況は、地方にもその影響が及び、中央はその支配力を地方にできる限り浸透させようとした。その結果、地方は南方につくのか北方か、北方の奉天派か直隸派か、あるいは安徽派かをめぐって時には戦争にも巻き込まれた。このような中で、地方では辛亥革命期の各省独立の論理と同じような、悪しき中央からの自立と地方の連合による自治とが模索された。これがいわゆる連省自治であり、湖南省や浙江省では省憲法が制定された。これまた「専制の否定」の遺伝子の発露とも見なせるだろう。

だが連省自治的な発想の背景には、近代的自治制度のみならず、それとは異なる認識も存在していたと言えよう。たとえば湖南省、浙江省の自治への動向に倣い、江蘇省でも蘇社という地域エリートらによる結社を中心として省自治の実現を目指していた。彼らは、最初に省憲法を制定して省自治に法的根拠を与えようとして活動を開始した。そして自らが発刊した雑誌『省憲』（1922年）にて次のように述べている。

もしも人々が十分に民意を察してそれを後ろ盾としたならば、その力は中央を左右するに足り、抗うことのできない局勢を平息させ、その影響はついには国家の繁栄にも及ぶのである。これはいったい何であるか。すなわち [省] (引用史料中の [ ] は原文のママ) である。庚子の東南互保は中国を保ったが、[これは] その一例である。辛亥の武漢における挙兵は、清室を転覆させたが、[これは] 第二の例である。丙辰の雲南起義は洪憲 [帝政] を覆したが、これは第三の例である。このような事例は枚挙に暇がない。中華 (傍点は筆者) が滅びないのは [省] があるからであるというべ

22 田中 (1990 ; 1991) を参照。

23 善後 (大) 借款に関しては副島 (1978), 浅野 (1997), 安藤 (1997) を参照。また、宋教仁の暗殺から地方自治の停止に到る政治過程に関しては田中 (1993 ; 2003) を参照。

きだ。民国の成立も〔省〕があったからというべきだ。そもそも〔省〕は、立国の根本においてこのように重要でありながら、法律上においては確固たる地位を与えられていないのである。単純な統一論を抱いて国家の大方針を解決しようとしても、私はそれを達成できないと考える<sup>24</sup>。

江蘇地域エリートらは、義和団事件以来、中国は一見すると分裂の危機に何回も遭遇することになったが、しかし、分裂するどころかむしろ反対に一つの国家である状況を維持でき、また民国を成立せしめたのは〔省〕があったからだと認識していた<sup>25</sup>。注目すべきは〔省〕（＝地方）があったからこそ中華が減びなかったとして点であろう。省こそが最も重要な枠組みであるという認識が横たわっていたのである。ここに見られる世界観は、単なる地方分権の主張ではない。最も外側に位置する概念は中華であり、いわゆる「想像の共同体」と考えてもよいだろう。中華の具体的表現が国家＝中央であり、これは時には形態を変えるもの、可変的なものである。そしてその国家は〔省〕＝地方によって支えられるものとする。国家の形態は様々に変化したとしても、〔省〕（＝地方）の存在の安定性こそが重要なのであり、その〔省〕に必要不可欠なのは法的地位と民意だというのである。民意は民権と言い換えてもよいものであろう。それは地方自治によって発揮・実現されるものなのである。では、このような〔中央－地方〕の関係のあり方を、いったいどのように考えたらよいのか。湖南、浙江、江蘇などの各省は、国家を形成する単なる一ピースと見なされていたわけではなさそうである。すなわち、各省がそれぞれ省の自治を十全に実現することによって、それが拡大波及して形成するという認識であろう。その意味では、江蘇省は湖南、浙江両省の動向が波及した結果でもあったわけである。

江蘇省の地域エリートらにとって、省のより

いっそうの自立化が進展することは、なぜ国家的統一につながるものであったのだろうか。中央の政治権力からすれば、省自治の達成は中央権力の浸透を阻害し、中央集権とは反対に地方分権を促進するものと映ったことであろう。しかし、地域エリートらにとっては地域の建設や地域社会の秩序の安定こそ優先されるべき課題であったのである。そして、地域社会、そして省自治の実現こそが国家建設に繋がると考えたのであろう。これは本稿において明らかにしたように、個人（道徳）を起点としてそれを地域（地方自治）、省（省自治）、そして国家に到るまで、同心円状に拡大していくという世界観に基づいたものと言えよう<sup>26</sup>。

## 6. おわりに

中華民国がふたたび中央集権の実態を回復する契機となったのは、1928年の南京国民政府の成立である。その原動力になったものは、皮肉なことに上述したような地方自治（省自治）に結集したエリート等とは異なる、別の新しいタイプのエリートであった。彼らは中国国民党に結集していった人々であり<sup>27</sup>、やがては中央集権を支えるパイプともなっていたのであった。これ以降、〔中央－地方〕の関係は前者が後者を統治する地方統治的色彩が強められていき、その範囲内において県自治が容認されていくことになった。

しかし、1931年9月18日のいわゆる満州事変、そして1937年7月7日の柳条湖事件を経て日本の侵略が進むと、周知のごとく、国民政府は南京から武漢、そして重慶と移転を余儀なくされ、一方では抗日戦争を戦いつつ、もう一方では新

26 蘇社の発起人であった張謇は清末民初期における地方自治制と立憲制との関係に関して、個人（道徳）を出発点としてそれを地域（ここまで地方自治）、省、そして国家（立憲制）にまで行き渡らせて調和的に実現するというように位置づけていた。田中（1999）を参照のこと。

27 Geiser（2001）、江蘇省地方志編纂委員会（2006）。

24 田中（2009）。

25 田中（2009）。



たなる中央の建設を進めなければならなかったのである。

## 引用文献

### 【日本語文献】

- 安藤久美子 (1997) 「辛亥革命運動と帝国主義：列強の海関管理に反対する運動から善後借款反対運動へ」『近きに在りて』第32号。
- 浅野真知 (1997) 「袁世凱政権の善後借款に対する政策：議会をめぐる問題を中心として」『近きに在りて』第32号。
- 千葉正史 (2006) 『近代交通体系と清帝国の変貌：電信・鉄道ネットワークの形成と中国国家統合の変容』日本経済評論社。
- 狭間直樹 (1978) 「南京臨時政府について」(小野川秀美・島田虔次 (編) 『辛亥革命の研究』筑摩書房, 所収)。
- 加々美光行 (2008) 『中国の民族問題：危機の本質』岩波書店。
- 金子肇 (1986) 「中国の統一化と財政問題：『国地財政劃分』問題を中心に」『史学研究』第179号。
- (2008) 『近代中国の中央と地方：民国前期の国家統合と行財政』汲古書院。
- 川島真 (1994) 「光緒新政下の出資大臣と立憲運動」『東洋学報』第75巻第3-4号。
- 黄東蘭 (2005) 『近代中国の地方自治と明治日本』汲古書院。
- 松本英紀 (1981) 「中華民國臨時約法の成立と宋教仁」『立命館文学』第2号 (のち同『宋教仁の研究』晃洋書房, 2001年に所収)。
- 永井算巳 (1983) 『中国近代政治史論叢』汲古書院。
- 永野勝章 (1997) 「清末の中央官制改革について」『奈良史学』第15号。
- 中村義 (1972) 「南京臨時政府とその時代：宋教仁・胡漢民論争を中心として」『東京学芸大学紀要 (社会科学)』第24集。
- 佐藤慎一 (1994) 「近代中国の体制構想」(溝口雄三・その他 (編) 『アジアから考える』第5巻, 東京大学出版会 (のち同『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会, 1996年に所収)。
- 曾田三郎 (1997) 「日本政治視察と清末省行政組織の改編」『広島東洋史学報』第2号。
- (2000) 「政治的ナショナリズムと地方行政制度の革新」(西村成雄 (編) 『現代中国の構造変動3 ナショナリズム：歴史からの接

近』東京大学出版会, 所収)。

- 副島円照 (1978) 「善後借款の成立」(小野川秀美・島田虔次 (編) 『辛亥革命の研究』筑摩書房)。
- 孫安石 (1994) 「清末の政治考察五大臣の派遣と立憲運動」『中国—社会と文化』9号。
- 田中比呂志 (1990) 「第一回国會議員選挙と国民党」『一橋論叢』第104巻第2号。
- (1991) 「民国元年の政治と宋教仁」『歴史学研究』第615号。
- (1993) 「近代中国における国家建設の模索：天壇憲法制定時期を中心にして」『歴史学研究』第646号。
- (1995) 「清末民初における地方政治構造とその変化：江蘇省宝山県の地方エリートの活動」『史学雑誌』第104編第3号。
- (1999) 「清末民初における立憲制と地方エリート：張謇における立憲と地方自治の思想」『史学雑誌』第108編第1号。
- (2001) 「清末立憲改革と責任内閣制論：辛亥革命への一つの道程」『近きに在りて』第39号。
- (2003) 「民国初期における地方自治の再編と地域社会」『歴史学研究』第772号。
- (2004) 「清末の江蘇省における諮議局の設置と地域エリート」『東京学芸大学紀要 (第三部門・社会科学)』第55集。
- (2005) 「清末民初の地方自治と財政：県自治財政を中心に」『東京学芸大学紀要 (第三部門・社会科学)』第56集。
- (2007) 「清末民初における地域エリートと社会管理の進展：江蘇省宝山県地域社会を例として」, 『東京学芸大学紀要 (人文社会学系Ⅱ)』第58集。
- (2008) 「近代中国の国民国家構想とその展開」(久留島浩・趙景達 (編) 『アジアの国民国家構想：近代への投企と葛藤』青木書店, 所収)。
- (2009) 「北京政府期の江蘇省における地方自治運動と地域エリート：蘇社に関する覚書」『東京学芸大学紀要 (人文社会学系Ⅱ)』第60集。

### 【中国語文献】

- 耿雲志 (1983) 「清末資産階級與立憲派」『紀念辛亥革命七十周年學術討論會論文集』中華書局。
- 故宮博物院明清檔案部 (編) (1979) 「九年預備立憲逐年遂行籌備事宜論 (光緒34年8月1

- 日) (同『清末籌備立憲檔案史料』所収) 中華書局。
- 黃炎培 (1922) 「省憲特刊導言」 (蘇社出版部 (編) 『蘇社特刊省憲』 所収)。
- 江蘇省地方志編纂委員會 (編) (2006) 『国民党志 (江蘇省志62 (下))』 江蘇人民出版社。
- 沈曉敏 (1998) 「清末浙江諮議局與行政官庁的關係」 『近代史研究』 第2期。
- 湯可可·尤學民 (1984) 「南京臨時政府的幣制金融問題」 『近代史研究』 第1期。
- 吳劍傑 (主編) (1991) 『湖北省諮議局文獻資料匯編』 武漢大學出版社。

張海林 (1986) 「論辛亥革命前的江蘇諮議局」 『江海學刊』 第6期。

[英語文獻]

Geiser, B.K. (2001) *Radicalism and Its Demise : The Chinese Nationalist Party, Factionalism and Local Elites in Jiangsu Province, 1924-1931*, Ann Arbor, Center for Chinese Studies, the University of Michigan.

(たなか ひろし・東京学芸大學教育學部)

## Political Integration in Modern China: Centralized vs. Decentralized.

Hiroshi TANAKA (Tokyo Gakugei University)

Keywords: Modern China, Constitutional Government, Local Self-Government, Local

Elite, Centralization, Decentralization

JEL Classification Number: Z00

It is well-known that, at the end of the 19th century, the most important problem for China was to transform the despotic dynasty system into modern national system and to modernize her society.

Constitutional and local autonomy systems were adopted during the transformation. However, after the 1911 revolution, the modernization process turned in a different direction. Whereas centralized system was always intended during nation-building process, opposing trend towards decentralization of powers always arose and confronted with it. Of course, the action that strengthened directionality that put meanwhile and maintained and strengthened an integral character of China worked completely. Moreover, because of trying for central power to infiltrate the rule and the administration by the provinces further.

Then, why will such a situation be brought? In that case, were “Center” and “Provinces” any relations to each other? In this paper, I will advance the examination through the consideration of the political procedure that arrives from late imperial China in the 1920's.